

○東京藝術大学における日本学術振興会特別研究員の取扱いに関する規則

〔平成2年2月22日〕  
制 定

改正 平成16年4月1日 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、本学における日本学術振興会特別研究員（以下「学振特別研究員」という。）の取扱いその他必要な事項について定めるものとする。

(申請)

第2条 学振特別研究員として本学において研究に従事することを希望する者は、日本学術振興会の採用の決定のあったのち、速やかに、指導を受けようとする教員の所属する部局等の長を経由して学長に申請書（別紙様式）及び必要な書類を提出するものとする。

(許可)

第3条 学長は、当該部局等の長からの申出に基づき、前条の申請について、本学の研究・教育上支障がない場合に限り、これを許可する。

(研究期間)

第4条 学振特別研究員の本学における研究期間は、日本学術振興会が定める採用期間の範囲内で、学長がこれを定める。

(研究への従事)

第5条 学振特別研究員は、あらかじめ定められた研究題目について、指導教員の指導の下に研究に従事するものとする。

(研究料)

第6条 学振特別研究員の研究料は、徴収しない。

(施設等の利用)

第7条 学振特別研究員は、所定の手続きを経て施設、設備を利用することができる。

(規則等の遵守)

第8条 学振特別研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

第9条 本学大学院博士後期課程在学者が、学振特別研究員となった場合においても、大学院学生としての身分には何ら変更がないものとする。

第10条 この規則に定めるもののほか、学振特別研究員の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成2年2月22日から施行する。

2 この規則施行の際、現に本学に学振特別研究員として受入れられている者は、この規則により受入れを許可されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

別紙様式

日本学術振興会特別研究員受入申請書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

申請者  
住 所  
氏 名

日本学術振興会特別研究員として、下記のとおり東京藝術大学において研究に従事したいので、申請します。

記

氏 名 :

生年月日 (年齢) : (元号) 年 月 日 ( 歳)

現在の身分 :

最終学歴 :

(大学院博士後期課程在学者を除く。)

学位取得 (見込) : (元号) 年 月 博士 (見込)

希望する研究期間 : (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

研究題目 :

指導を受けようとする教員名 :

---

上記申請者の指導教員となることを承諾します。

所属・職名・氏名